

## 介護保険が適用される特定福祉用具種目

### 1 腰掛便座

- 和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するもの
- 様式便器の上に置いて高さを補うもの
- 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有するもの
- ポータブルトイレ（便座、バケツ等からなり、居室において利用可能なもの）



### 2 特殊尿器

尿が自動的に吸引されるもので、老人又は介護者が容易に使用し得るもの



### 3 入浴補助器具

入浴に際しての座位の維持、浴槽への出入り等の補助を目的とする用具

- 入浴用いす ●入浴台
- 浴槽用手すり ●浴室内すのこ
- 浴槽内いす ●浴槽内すのこ



### 4 簡易浴槽

空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事をともなわないもの



### 5 移動用リフトのつり具部分



## レンタル対象となる種目

### 1 車イス

自走用標準車イス、介護用標準車イス、普通型電動車イス



### 2 車イス付属品

クッション、電動補助装置等で、車イスと一体的に使用されるもの。



### 3 特殊寝台

サイドレールが取り付けられているもの、または取り付けが可能なもので次のいずれかの機能を有するもの。

- ①背部または脚部の傾斜角度が調整できる機能
- ②床板の高さが無段階に調整できる機能



### 4 特殊寝台付属品

マットレス、サイドレール等、特殊寝台と一体的に使用されるもの。スライディングボード・スライディングマット。滑らせて移乗、位置交換するための補助として用いられるもの。



### 5 床ずれ防止用具

- ①送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット。
- ②水分等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット。



### 6 体位変換器

空気パッド等を身体の下に挿入することにより、要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するもの。（枕、座布団、通常専ら就寝や安息のための用途に供されるものは除く。）



### 7 手すり

取り付けに際し、工事を伴わないものに限る。



### 8 スロープ

段差解消のためのものであって、取り付けに際し、工事を伴わないものに限る。



### 9 歩行器

歩行が困難な者の歩行を補助する機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するもの。

- ①車輪の有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの。
- ②四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させる事が可能なもの。



### 10 歩行補助杖

松葉杖、カナディアン・クラッチ、ロフトスタンド・クラッチ、プラットフォーム杖、または多点杖に限る。



### 11 認知症老人徘徊感知機器

認知症老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの。



### 12 移動用リフト（つり具の部分を除く）

床走行式、固定式又は据置式であり、かつ身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの。（取り付けに住宅の改修を伴うものを除く。）

